

は、お近くの農業委員がいつでも相談に応じます。農地確認、農家基本台帳等のご相談は、農業委員会事務局へご連絡ください。

【問い合わせ先】

長島町農業委員会事務局
Tel 0996・86・1111
内線 2211

乳幼児医療費の助成制度を拡充

平成19年4月1日から、条例の改正に伴い長島町乳幼児医療費助成条例が、長島町乳幼児等医療費助成条例となり、助成対象年齢および助成金算定方法が拡充されます。具体的には次のとおりです。

- ・0歳から3歳未満（3歳になる誕生日までは2歳とみなす）までは、町県民税課税・非課税世帯を問わず一部負担金の額を払い戻します。
- ・町県民税課税世帯で3歳から小学3年生修了前（3月診療分まで）までは一部負担金から3,000円を控除した額（医科、歯科については、

すべて合算した額）を払い戻します。

※町県民税非課税世帯においては、一部負担金の額を払い戻します。

※対象者へは、通知を送付していますが、まだ登録されていない方は登録を行ってください。

【問い合わせ先】

役場保健衛生課環境衛生係
Tel 0996・86・1111
内線 1107

乳幼児健診実施回数の変更

平成19年4月から乳幼児健診を表のとおり実施することになりました。

対象者には受付時間等を個別でお知らせしますので、時間を厳守して受診してください。ようお願ひします。

都合がつかない方は、事前にご連絡ください。

【問い合わせ先】

役場保健衛生課保健係
Tel 0996・86・1111
内線 1108

これまで

種別	実施回数
3カ月児健診	年12回
6カ月児健診	年12回
母子相談（1歳児対象）	年12回
1歳6カ月児健診	年6回
2歳児歯科検診	年6回
2歳6カ月児歯科検診	年6回
3歳児歯科検診	年6回
3歳児健診（3歳6カ月児対象）	年6回

平成19年4月から

種別	実施回数	備考
3カ月児健診	年12回	鷹巣と指江 毎月交代で実施
6カ月児健診	年12回	
母子相談（1歳児対象）	年12回	
1歳6カ月児健診	年12回	
2歳児歯科検診	年12回	
2歳6カ月児歯科検診	年12回	
3歳児歯科検診	年12回	
3歳児健診（3歳6カ月児対象）	年12回	

火葬場の使用料が変わります

平成19年4月1日から、火葬場の使用料が変わります。変更後の使用料は表のとおりです。

区分	単位	使用料	
		死亡者（死産児の場合は母）または使用者の住所が本町にある場合	死亡者（死産児の場合は母）または使用者の住所が本町にない場合
16歳以上の者	1体	4,000円	20,000円
16歳未満の者	1体	3,000円	15,000円
死産児	1胎	2,000円	10,000円
改葬骨	1棺	2,000円	10,000円
体の一部	1包	2,000円	10,000円

火葬場への遺体輸送費の助成

4月1日から獅子島地区の方が船舶を借り上げ、火葬場へ遺体を輸送する借上げ料を助成することになりました。

これにより、獅子島住民の負担が軽減されます。

【問い合わせ先】

役場保健衛生課環境衛生係
Tel 0996・86・1111
内線 1107